

(平成25年7月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月から52年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

私はA市に転入手続の際、市の職員に勧められ、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと記憶している。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査及び保険料の納付状況調査により、昭和54年1月頃に払い出されたものと推認できることから、その時点で、申立期間②の国民年金保険料は過年度納付が可能である。

また、申立期間②の前後の期間は納付済みとなっており、3か月と短期間である申立期間②についても過年度納付したと考えても不自然ではない。

2 申立期間①について、上記の払出時点で、申立期間①の大部分は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、保険料を一括で納付した記憶はあるものの、納付した金額については覚えておらず、納付状況が不明である上、申立人に対し、別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないなど、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B市）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和40年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を39年6月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から40年4月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月22日から40年5月1日まで

A社には、昭和34年12月から平成10年8月まで継続して勤務していたが、年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された申立人に係る従業員名簿及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間について、A社（B市）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記従業員名簿に記載されている給与額及び昭和39年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年6月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から40年4月までは2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（本社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和33年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月21日から33年3月1日まで
昭和29年10月1日から36年2月27日まで、A社B支店に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の勤務状況に関する具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

一方、事業所索引簿並びにA社（本社）及び同社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社B支店は、昭和33年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が15人確認できるところ、申立人と同様に、32年12月21日に同社（本社）で同保険の被保険者資格を喪失している者が9人確認できる。

また、上記同僚9人のうち、生存及び所在が確認できた3人（いずれも、申立人が名前を挙げた同僚。）に照会し、全員から回答が得られたところ、そのうち二人は、「A社B支店に採用された。申立期間当時、同社同支店に継続して勤務していた。」と供述しているとともに、このうち一人は、「申立期間当時、給与計算及び社会保険事務は、A社B支店で行われておらず、同社本社で行われていた。これらの事務が同社B支店で行われるようになったのは、昭和34

年に総務事務担当者が採用された以後のことである。」と具体的に供述していることから判断すると、同社B支店が厚生年金保険の適用事業所となる以前は、同社同支店に勤務する者の厚生年金保険について、同社（本社）において加入させていたものと推認できる。

さらに、回答が得られた上記同僚3人は、いずれも「申立期間とその後の期間とで業務内容等の変更は無かった。厚生年金保険料についても給与から継続して控除されていたと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社（本社）における昭和32年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、同保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月21日から同年12月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る年金記録が確認できないが、申立期間についても、同社に継続して勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況に関する具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間について、A社D支店に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社D支店は、昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が42人確認できるところ、申立人と同様に、同年11月21日に同社C支店で同保険の被保険者資格を喪失している者が40人確認できる。

また、上記同僚40人のうち、生存及び所在が確認できた23人に申立期間当時の勤務状況について照会したところ、回答が得られた20人のうち17人は、「申立期間以前からA社D支店で継続して勤務していた。」と供述していることから、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となる以前は、同社同支店に勤務する者の厚生年金保険については、同社C支店において加入させていたものと推認できる。

さらに、A社D支店に継続して勤務していたと供述する同僚17人のうち6

人は、「申立期間においては、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店における昭和37年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、同保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月21日から同年12月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る年金記録が確認できないが、申立期間についても、同社に継続して勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間について、A社D支店に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社D支店は、昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が42人確認できるところ、申立人と同様に、同年11月21日に同社C支店で同保険の被保険者資格を喪失している者が40人確認できる。

また、上記同僚40人のうち、生存及び所在が確認できた23人に申立期間当時の勤務状況について照会したところ、回答が得られた20人のうち17人は、「申立期間以前からA社D支店で継続して勤務していた。」と供述していることから、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となる以前は、同社同支店に勤務する者の厚生年金保険については、同社C支店において加入させていたものと推認できる。

さらに、A社D支店に継続して勤務していたと供述する同僚17人のうち5人は、「申立期間においては、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思

う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店における昭和37年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、同保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月21日から同年12月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る年金記録が確認できないが、申立期間についても、同社に継続して勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社の回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間について、A社D支店に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社D支店は、昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が42人確認できるところ、申立人と同様に、同年11月21日に同社C支店で同保険の被保険者資格を喪失している者が40人確認できる。

また、上記同僚40人のうち、生存及び所在が確認できた23人に申立期間当時の勤務状況について照会したところ、回答が得られた20人のうち17人は、「申立期間以前からA社D支店で継続して勤務していた。」と供述していることから、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となる以前は、同社同支店に勤務する者の厚生年金保険については、同社C支店において加入させていたものと推認できる。

さらに、A社D支店に継続して勤務していたと供述する同僚17人のうち6

人は、「申立期間においては、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店における昭和37年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、同保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を120万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準賞与額に係る記録を85万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成21年5月27日
② 平成22年5月26日

申立期間①は、A社から支給された役員賞与について、事業主が社会保険事務所（当時）に届出を行った賞与の金額に誤りがあることが判明した。

また、申立期間②は、A社から役員賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたが、事業主が賞与の届出を年金事務所に行っていないかった。

両申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が保管する賞与支給明細書及びA社から提出された役員賞与支給内訳により、申立人は、申立期間①において、賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（120万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立人の申立期間①の賞与額を、誤って実際の支給額よりも低い金額で社会保険事務所（当時）に対して届け出たことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人が保管する賞与支給明細書及びA社から提出された役員賞与支給内訳により、申立人は、申立期間②において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記賞与支給明細書等から確認できる保険料控除額から、85万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間②に係る賞与の届出を年金事務所に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、120万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 5 月 26 日

平成 22 年 5 月 26 日に A 社から役員賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたが、事業主が賞与の届出を年金事務所に行っていないかった。

申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与支給内訳により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記役員賞与支給内訳から確認できる保険料控除額から、120万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を年金事務所に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、85万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 5 月 26 日

平成 22 年 5 月 26 日に A 社から役員賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたが、事業主が賞与の届出を年金事務所に行っていないかった。

申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与支給内訳により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記役員賞与支給内訳から確認できる保険料控除額から、85万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を年金事務所に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 5 月 1 日から 57 年 4 月 6 日まで
② 昭和 57 年 7 月 10 日から 58 年 3 月 20 日まで

A社で勤務していた申立期間①及び②における給与は、月額 20 万円であったにもかかわらず、年金記録の標準報酬月額が、前者は 11 万 8,000 円、後者は 11 万円と低額の記録となっている。

両申立期間について、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成 21 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主に照会したものの、回答を得られないことから、申立人の申立期間①及び②に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立期間当時、当該事業所の取締役で、経理事務を担当していたとする者は、「当時、申立人はA社の社員として、農協の食堂に勤務していた。私が社長をしていたグループ会社のB社及びC社では、冠婚葬祭に係る仕出しや結婚式場などの業務を行っていたが、これらの業務は日常的に発生するものではないことからそのための要員を抱えておらず、業務が発生する都度、申立人に手伝ってもらっており、それに係る手当については両社から申立人に対し支払われていた。このため、申立人の月の収入は、A社から支払われた給与額以上の収入があったと思うが、当社では、社会保険事務所（当時）に対しては、当社が負担した申立人の給与支給額に基づき標準報酬月額を届け出ており、その標準報酬月額に基づく厚生年金保険料しか控除していなかった。なお、B社及びC社は、いずれも、役員はA社の役員が兼務し、正社員も抱えていなかったため、厚生年金保険適用の届出は行っていなかった。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①及び②に厚生年金保険の被保険者資格が確認できる同僚の標準報酬月額を比較しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4661(事案 3813 及び 4279 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
② 昭和 39 年 7 月 1 日から 47 年 5 月 1 日まで

申立期間について、社会保険事務所(当時)から脱退手当金を支給済みとの回答を受けたが、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、これまで2回にわたり年金記録の訂正を第三者委員会に申し立てたものの、いずれも認められないとの通知を受けた。

しかし、第三者委員会の通知には納得できないことから、今回は、申立期間当時、脱退手当金を受給しなければならない状況ではなかったことを証明するために、親から相続した土地の登記簿謄本等を提出するので、再度、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたA社(現在は、B社)に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約3か月後の昭和47年8月17日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成23年5月27日付け及び24年3月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、申立期間当時は脱退手当金を受給する

理由が無かったとする主張を記載した陳述書及び相続財産があったので経済的にも脱退手当金を受給する理由が無いことを証明する資料として土地登記簿謄本等の写しを提出しているが、これらの資料から確認できる内容は、これまでの調査において、申立人から既に聴取している内容であることから、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録では脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせるような事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立てに係る事業所の被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから約3か月後に支給決定がなされていることなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する一方、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4662 (釧路厚生年金事案 392 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月から27年12月12日まで
② 昭和28年2月18日から同年8月4日まで
③ 昭和30年1月1日から同年7月1日まで
④ 昭和31年1月30日から同年5月20日まで
⑤ 昭和31年8月26日から35年8月1日まで
⑥ 昭和36年2月11日から同年3月18日まで
⑦ 昭和37年5月31日から同年6月30日まで

昭和25年3月から35年7月末まで船舶所有者のA氏若しくは同人が経営するB社に継続して勤務し、船員保険料も控除されていたが、勤務した期間のうち、申立期間①から⑤までの船員保険の加入記録が確認できないこと、また、船員手帳により、申立期間⑥についてはC社において、申立期間⑦については船舶所有者のD氏において、乗船していたことが確認できるにもかかわらず、両申立期間の船員保険の加入記録が確認できないことから、全ての申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたが、年金記録確認釧路地方第三者委員会(当時)から認められないとの通知をもらった。

今回の申立てに当たり、新たな資料は無いが、年金記録確認のキャンペーンのはがきが届いたので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③、④及び⑤に係る申立てについては、i) 社会保険事務所(当時)の記録によると、申立て事業所である船舶所有者のA氏及び同人が経営するB社は、申立期間①のうち、昭和25年3月から同年12月19日までの期間、申立期間②のうち、28年5月2日から同年8月3日までの

期間、申立期間③、④及び⑤について、船員保険の適用事業所にはなっていないほか、申立期間①のうち、25年12月20日から27年12月11日までの期間及び申立期間②のうち、28年2月18日から同年5月1日までの期間は、申立人の船員手帳では乗船の確認ができないこと、ii) 船舶所有者のA氏及びB社に係る船員保険の被保険者は73人おり、このうち申立人については最も長い25か月の加入記録があるため、加入期間が20か月を超える同僚のうち所在が判明した者に当時の状況を照会したところ、申立人が申立期間に両方の事業所に所属していたことは推認できる一方、「当時、いずれの船舶所有者も所有船は複数あり、私も最初は船員保険の適用とはならない20トン未満の船に乗った。」との供述も得ていること、iii) 船員保険の加入記録がある船舶所有者のA氏の親族は、「申立人は10年近く勤務していたのは間違いない。しかし、船員保険がどのように掛けられていたかは分からず、当時の資料も無いが、漁船は3隻あり、船員保険を掛けなくても良い小型の船もあった。」と供述していることから、申立人は申立期間①から⑤までの一部の期間において、船員保険法の被保険者に該当しない20トン未満の船に乗っていたと考えるのが自然であること等を理由として、既に年金記録確認釧路地方第三者委員会の決定に基づき、平成22年10月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間⑥に係る申立てについては、i) 申立て事業所であるC社の複数の同僚に照会したところ、「E漁船で申立人とは一緒だったが、期間は不明。」との回答を得ているほか、「申立期間当時、会社から船員保険の加入についての説明は無かった。」、「船員手帳の雇入、雇止の記録と船員保険の加入記録は必ずしも一致していない。」との供述も得ていること、ii) C社に照会したところ、「当時の担当者は死亡しており、資料も保管されておらず、当時の状況は不明。」との回答も得ていること等を理由として、既に年金記録確認釧路地方第三者委員会の決定に基づき、平成22年10月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立期間⑦に係る申立てについては、i) 社会保険事務所の記録によると、申立て事業所である船舶所有者のD氏は、昭和36年8月1日から37年10月31日までの期間に船員保険の適用事業所となっており、船員保険被保険者名簿によると、被保険者は63人いるが、整理番号に欠番は無く、申立人が一緒に乗船したという同僚の名前も確認できないこと、ii) 船舶所有者のD氏に係る申立期間⑦における被保険者は12人いるが、全て死亡しているか所在不明のため、当時の状況を確認することはできないこと、iii) 船舶所有者について該当すると思われるF漁業協同組合に照会したところ、「船舶所有者のD氏については記録が無い。」との回答を得ていること等を理由として、既に年金記録確認釧路地方第三者委員会の決定に基づき、平成22年10月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行わ

れている。

- 2 今回の再申立てに当たり、申立人は、全ての申立期間について新たな資料等を提出することなく、日本年金機構から、自身の年金記録の確認をお願いするという内容のはがきが届いたので、再度調査してもらいたいと主張しているが、これは年金記録確認釧路地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当該委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、全ての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4663(事案 1597 及び 4327 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月1日から同年8月1日まで
② 昭和27年10月23日から28年1月20日まで
③ 昭和28年8月1日から同年9月30日まで
④ 昭和30年9月5日から32年3月1日まで
⑤ 昭和32年10月1日から35年1月1日まで

私は脱退手当金を受給していないので、年金記録を訂正してほしいと第三者委員会に2度申し立てたが、年金記録の訂正は不要との文書もらった。その第三者委員会の判断の理由の一つに、「脱退手当金を受給したため新しい厚生年金番号が出されたものとするのが自然である。」となっている。しかし、新しい厚生年金番号が出されたのは、昭和36年春に、A市からB市に転居した時、厚生年金保険被保険者証を入れたダンボールが未着となり紛失したためであり、38年11月にB市の会社に就職する際、その事情を会社の担当者に話したところ、「新しくできた被保険者証と前の被保険者証は社会保険事務所(当時)で一緒にしてくれるから心配いらない。」と言われたことを覚えているので、会社の当時の担当者に照会し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約3か月後の昭和35年4月4日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii)申立人の厚生

年金保険被保険者記号番号は、申立期間である5回の被保険者期間は同一の記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然であること、iii) 申立人の脱退手当金は同年4月4日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえないうこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、当委員会から、脱退手当金の支給対象となる昭和32年3月1日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険の加入期間と認められたので、脱退手当金についても再度調査をしてほしいと再申立てを行っているが、脱退手当金が支給された当時、当該期間は厚生年金保険に加入していない期間と記録されており、この記録に基づき進められた事務処理には不自然さはいかたがえず、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成24年6月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、「申立期間後に厚生年金保険の資格を取得した際に被保険者記号番号が新しくなったのは、昭和36年春に、A市からB市に転居した時に厚生年金保険被保険者証を入れたダンボールが未着となり紛失したためであり、38年11月にB市で就職する際の会社の担当者にその事情を話したところ、『新しくできた被保険者証と前の被保険者証は社会保険事務所で一緒にしてくれるから心配いらない。』と言われたことを覚えているので、当時の担当者に照会してほしい。」としており、当該担当者に照会したものの、高齢のため証言を得ることができなかつたことから、これは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、その判断の基準は、「申立ての内容が社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録では脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等が現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い中で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせるような事情が無いかなどいわゆる周辺の事情

から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いこと、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されていることなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する一方、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで
② 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

申立期間①は、A局に臨時雇用員として、申立期間②は、同局B所に試用員として勤務したが、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

私が提出した履歴カードには、退職手当起算日が昭和 37 年 5 月 1 日と記載されており、勤務していたのは間違いないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された履歴カード及びC法人の回答から判断すると、申立人は申立期間①及び②において、A局の臨時雇用員及び試用員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A局は、昭和 38 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間①及び②当時は、同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、C法人は、「D公共企業体が、事務処理規程に基づき、臨時雇用員及び試用員に係る厚生年金保険の加入を制度化したのは、昭和 38 年 10 月 1 日からであり、厚生年金保険に加入する以前に同保険料を給与から控除することはない。」と回答している。

さらに、申立人は、当時の上司の名前を挙げているが、姓のみの記憶であり個人の特定ができない上、当時の同僚への照会を希望していないことから、これらの者に申立人の両申立期間における厚生年金保険の適用状況等を確認することができない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4665（函館厚生年金事案 54 及び 163 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 3 月 25 日まで

A社に昭和 33 年 4 月 1 日から 37 年 3 月 31 日まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は 35 年 3 月 25 日となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと 2 度申し立てたが、年金記録の訂正は不要との文書もらった。33 年 4 月 1 日から正社員として勤務していたことは間違いないので、当時の同僚に照会し、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の勤務内容についての詳細な供述及び申立人と一緒に勤務していた同僚の供述から、勤務の始期は特定できないものの、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できるが、i) 当該事業所は、当時の関連資料を既に廃棄処分したため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないこと、ii) 申立人及び同僚の供述から、申立期間当時、当該事業所の従業員数は約 45 人であったことがうかがえるところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）で確認できる被保険者数は約 19 人であることから判断すると、当時、事業主は一部の従業員のみ厚生年金保険に加入させていたと推認できること、iii) 当該事業所に係る被保険者名簿を確認したところ、申立人の資格取得日は昭和 35 年 3 月 25 日、資格喪失日は 37 年 4 月 1 日と記録されており、当該記録以外に申立人の氏名が見当たらず、整理番号に欠番は無いこと、iv) 申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は所持していないことなどを理由として、既に年金記録確認函館地方第三者委員会（当時）の決

定に基づき、平成 20 年 12 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立人自身が当該事業所で携わった温泉施設「B 温泉旅館」の建築確認申請書類及び申立期間当時の申立人に係る税情報の調査をしてほしいと再申立てを行っているが、i) C 局は、「昭和 34 年当時、D 局へ温泉施設の建築確認申請を提出する取扱いだったか否か確認できないが、保存年限の関係から申立期間当時の書類は保存されていない。」と回答し、「B 温泉旅館開業に関し保存されている温泉利用許可申請関係書類を調べたところ、昭和 35 年*月*日付けで温泉の利用を許可していることは確認できたが、申請書に記載されている内容は、場所及び利用目的等であり、申立人の氏名は記載されていない。」と回答していること、ii) 申立期間に係る税情報について E 町は、「税情報の保存は 10 年であることから、申立期間当時の情報は確認できない。」と回答していること、iii) 申立人から新たに氏名が挙がった同僚二人に照会したが、当該事業所に係る被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる一人は、「A 社では、健康保険及び厚生年金保険は希望すれば加入させてくれた。」と供述しており、当該被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない一人は、「若い頃は、厚生年金保険の加入のことは気にしていなかったので分からない。私が当該事業所で勤務した時、申立人はいなかった。」と供述していることから、申立人の勤務期間を特定することができない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についても確認することはできないことなどを理由として、既に年金記録確認函館地方第三者委員会の決定に基づき、平成 22 年 8 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、当時の同僚一人の名前を挙げて照会してほしいと述べているが、当該同僚は当初の申立てにおいて既に照会し、回答を得ていることから、申立人の主張は、年金記録確認函館地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当該委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4666 (事案 3399 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 27 年 8 月 1 日となっていたため、これを同年 7 月 1 日に訂正してほしいと申し立てたが、第三者委員会から年金記録の訂正は認められないとの通知をもらった。

今回、当該事業所に勤務していた当時の知人 4 人の連絡先が判明した。

また、昭和 27 年 7 月 1 日付けの厚生年金保険被保険者証をもらった記憶がある。再調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B局から提出された人事記録カード及び申立人の履歴書並びに複数の同僚の供述から、申立人は申立期間において、A事業所に非常勤労務者（事務）として勤務していたことは認められるが、i) 事業所名簿及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、当該事業所は、昭和 27 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できること、ii) B局は、「A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当する前に非常勤職員を同保険に加入させることはなく、給与から厚生年金保険料も控除していない。」と回答していること、iii) 申立人が名前を挙げた申立期間当時の同僚 8 人のうち、生存及び所在が確認できた者二人に照会したものの、いずれも申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる供述を得ることができなかつた上、申立人が、社会保険関係の事務を担当していたとする別の同僚については、被保険者名簿及びオンライン記録において個人を特定することができず、供述を得ることが

できなかったこと、iv) 被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 27 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる 17 人（申立人及び上記同僚のうち一人を除く。）のうち、唯一生存及び所在が確認できた者に照会したものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる具体的な供述を得ることができなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 2 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間に当該事業所に勤務していた当時の知人 4 人の名前を挙げているが、申立人の申立期間の勤務については、当初の申立てにおいて既に認められている上、当該 4 人のうち 1 人は高齢のため聴取することができなかったが、残り 3 人は、いずれも「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述している。

また、申立人は、「昭和 27 年 7 月 1 日付けの厚生年金保険被保険者証をもらった記憶がある。」としているが、上記 3 人からは、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述及び資料は得られなかった。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月1日から39年12月1日まで

申立期間は、A社（現在は、B社）C支店に勤務し、出来高払制の外務員として営業に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人は、同社同支店に営業に従事する外務員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「関係資料が無く、申立期間当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所の被保険者名簿によると、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚4人のうち、申立人が上司であったとする者については、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことは確認できるものの、同人は既に死亡している上、申立人が自身と同様に外務員であったとする者3人については、当該事業所で同保険の被保険者であった形跡が無く、個人を特定することができないことから、これらの者から申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることができない。

さらに、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認

できた者 23 人に照会したところ、回答が得られた 17 人は、いずれも正社員であったと供述しており、外務員でありながら同保険に加入していた者は確認できない上、このうち一人は、「歩合給制の外務員は正社員ではなかったため、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と供述しているほか、他の一人は、「外務員は個人事業主扱いであったため、収入の申告や年金の支払は自己責任であったと記憶している。」と供述している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和 35 年 10 月から 39 年 11 月まで国民年金に加入するとともに、国民年金の保険料徴収が開始された 36 年 4 月から 39 年 11 月までの期間について、その保険料を全て納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。